

一般廃棄物収集運搬業務 仕様書

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称：一般廃棄物収集運搬業務
- (2) 業務実施箇所：福島県総合緑化センター 母樹園
(郡山市逢瀬町河内地内) ※別紙1「業務位置図」のとおり
- (3) 業務対象数量 ※別紙2「対象位置図」のとおり
 - ア 伐採積置木の処分(松くい虫被害木くん蒸処理済) 38 t
 - イ 盛土切崩し 400 m³
 - ウ 整地 800 m²
- (4) 委託業務期間：契約日から令和6年3月29日まで
- (5) 業務内容：
 - ア 伐採積置木の切断・積込・運搬
 - (ア) 直径15 cm以内、長さ1 m以内に切断する
 - (イ) 木に付着した土砂を除去し、トラック等に積み込む
 - (ウ) 搬入計画(搬入予定日及び日毎の搬入予定量)を作成し、処理施設(河内クリーンセンター)へ提出する
 - (エ) 郡山市の処理施設(河内クリーンセンター)に搬入する
 - イ 盛土の切崩し及び整地
 - (ア) 盛土を切崩し、母樹園内に平らに敷き均す
 - (イ) 安全に歩行でき、雨水が溜まらないよう表面を整地する
 - ウ その他必要と認められる業務

2 委託業務の実施方法に関する留意事項

- (1) 郡山市の一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可証の写しを提出すること。
- (2) 当該業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い行うものとする。
- (3) 完了の際に、実施状況写真(施行前・施行中・施行後)を1部提出すること。
また、その他、委託者に報告が必要な箇所があった場合は、適宜撮影すること。
- (4) 総合緑化センターは、一般来園者があることから、安全に十分留意するとともに園路の通行止め措置などに配慮すること。また業務の実施にあたっては、実施日等について当該施設の管理者である(公財)福島県都市公園・緑化協会担当職員と事前に協議すること。
- (5) 契約締結後、着手届を、完了時に完了届を提出すること。
- (6) 資材置き場及び工事車両の駐車場として総合緑化センターの施設を利用する場合は当該施設の管理者と協議すること。
- (7) 業務実施に際して整理整頓、清掃を常に行うとともに、来園者が快適に施設を利用できるよう十分に留意すること。

3 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又は業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。